



福岡医発第397号（地）
令和3年5月6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」にかかる
当面の扱いについて

医師がICTを利用した死亡診断等を行う際に必要となる要件等については、平成29年11月24日付福岡医発第2188号（地）でお知らせした「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」（平成29年9月12日付医政発四12第1号。以下「ガイドライン」）において示されておりますが、ガイドライン上の要件を満たすためには、ICTを利用して報告する看護師（以下「看護師」）が、法医学に関する実地研修（以下「実地研修」）において、2体以上の死体検案又は解剖に立会うことが必要とされており、実地研修については、厚生労働省から委託を受けた研修主催者（令和3年度は日本医師会が受託）が開催する「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」（以下「研修会」）で実施されております。今般、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実地研修において2体以上の死体検案又は解剖に立ち会う機会の確保が困難な状況にあることに鑑み、当該要件の取扱いについて、当面の間、研修会において実施する「実地研修を代替する講義」を受講した場合には、看護師が実地研修において死体検案又は解剖に1体しか立ち会えなかった場合であっても、ガイドライン上、医師がICTを利用した死亡診断等を行う際に必要とされる（d）要件にいう「法医学等に関する一定の教育」のうち、「②法医学に関する実地研修」を履修したものとみなす旨、厚生労働省医政局医事課より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

死体検案担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

(法安17)
令和3年4月9日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」にかかる
当面の扱いについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

医師がICTを利用した死亡診断等を行う際に必要となる要件等については、「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」（平成29年9月12日付医政発0912第1号。以下「ガイドライン」という。）において示されているところです。

ガイドライン上の要件を満たすためには、ICTを利用して報告する看護師（以下「看護師」という。）が、法医学に関する実地研修（以下「実地研修」という。）において、2体以上の死体検案又は解剖に立会うことが必要とされており、実地研修については、厚生労働省から委託を受けた研修主催者（令和3年度は日本医師会が受託）が開催する、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」（以下「研修会」という。）の中で実施しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実地研修において2体以上の死体検案又は解剖に立ち会う機会の確保が困難な状況にあることに鑑み、当該要件の取扱いについて、当面の間、研修会において実施する「実地研修を代替する講義」を受講した場合には、看護師が実地研修において、死体検案又は解剖に1体しか立ち会えなかった場合であっても、ガイドライン上、医師がICTを利用した死亡診断等を行う際に必要とされる（d）要件にいう「法医学等に関する一定の教育」のうち、「②法医学に関する実地研修」を履修したものとみなす旨、厚生労働省医政局医事課より、各都道府県衛生主管部（局）宛に、標記について周知を要請する事務連絡がなされ、本会宛てにも、同様の周知依頼がありました。

貴職におかれましては、上記につき御了知いただくとともに、貴会管下医師会及び貴会会員にもご周知方お願い申し上げます。

以 上

事 務 連 絡
令和3年3月22日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」にかかる当面の取扱いについて

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛てに連絡したので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方願います。

事 務 連 絡
令和3年3月22日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」にかかる当面の取扱いについて

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」(平成29年9月12日付医政発0912第1号。以下「ガイドライン」という。)において、医師がICTを利用した死亡診断等を行う際に必要となる要件等をお示ししたところである。ガイドライン上の要件を満たすためには、ICTを利用して報告する看護師(以下「看護師」という。)が「法医学に関する実地研修」(以下「実地研修」という。)において、2体以上の死体検案又は解剖に立ち会うことが必要とされており、実地研修については、厚生労働省から委託を受けた研修主催者が開催する、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」(以下「研修会」という。)の中で実施しているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実地研修において2体以上の死体検案又は解剖に立ち会う機会の確保が困難な状況にあることに鑑み、当該要件の取扱いについて下記のとおりとするので、御了知の上、貴管下保健所、保健所設置市(特別区を含む)、関係機関及び関係団体等に対して周知方お願いする。

なお、本事務連絡の写しを別記関係団体宛送付することとしているため、併せて御了知願いたい。

記

当面の間、研修会において、実地研修を代替する講義を実施することとするので、看護師が実地研修において、死体検案又は解剖に1体しか立ち会えなかった場合であっても、当該講義を受講した場合は、ガイドライン上、医師がICTを利用した死亡診断等を行う際に必要とされる(d)要件にいう「法医学等に関する一定の教育」のうち、「②法医学に関する実地研修」を履修したものとみなす。

以上

(別記団体)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国在宅療養支援医協会
法務省刑事局刑事課
警察庁刑事局捜査第一課
文部科学省高等教育局医学教育課